

令和7年6月11日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
X-129	ハラスメント防止に係る監督者等への集合教育	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年6月26日（木）10：45

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年6月24日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 松井 電話 03-3268-3111 内線 20814

仕 様 書		
品 名	ハラスメント防止に係る監督者等への集合教育	作 成 年 月 日
		令和 7 年 6 月 6 日
		人事教育局サービス管理官付

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省・自衛隊におけるハラスメント防止に係る監督者等への集合教育について規定する。

1.2 用語及び定義

1.2.1 監督者等

職員を管理又は監督する地位にある者で、他の職員を事実上管理又は監督していると認められる係長級以上の隊員をいう。

2 引用文書等

2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）

2.2 関連文書

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令

（平成 11 年防衛庁訓令第 29 号）

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について

（防人服（事）第 296 号。令和 7 年 5 月 14 日）

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成 28 年防衛省訓令第 17 号）

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について

（防人服（事）第 297 号。令和 7 年 5 月 14 日）

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令

（平成 28 年防衛省訓令第 73 号）

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（防人計（事）第 465 号。28. 12. 28）

ハラスメント防止ハンドブック（令和元年 9 月）

上記の資料は、更新の都度、契約相手方に提供する。また、他に本契約に活用できる資料があれば別途提供する。

3 教育等に関する要求

3.1 教育の目的等

監督者等に対しハラスメントに関する知識、判断力を身につけるとともに、ハラスメントに対する意識を変える。

また、ハラスメントを起こさない、未然に予防するための対処法やスキルを身につける。

3.2 役務の期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3.3 役務内容等

- a) ハラスメントの定義、管理者等の責務など、基本的な知識についての確認。
- b) 実際に職場で起こりやすい事例に基づき、何がハラスメントに当たるのか、注意・指導との違いなど、基本的な知識を基にした判断力の習得。
- c) ハラスメントは無意識・無自覚で発生することが多いことから、知識に加えた意識改革。
- d) ハラスメントを起こさない又は未然に予防するための対処法やスキルの習得。
- e) 価値観が異なる職員（若者世代など）とのコミュニケーション手法（アサーティブ・傾聴など）
- f) 質疑応答への対応

教育については、官側の担当職員と協議の上、教育で使用するテキスト等の作成を行うこととし、講義形式のほかに、ハラスメントの理解度テスト、ケーススタディ、グループディスカッションや、シナリオに基づいたロールプレイングを取り入れるなど、より実践的な教育を行うこととする。

3.4 役務場所等

a) 教育実施時間

教育時間については、午前9時から午後4時までの間（12時から13時昼休み時間を除く）の5時間以内とし、細部の時間については、官側の指示による。

b) 役務場所の会場

官側が準備する下記の日程及び場所で実施することとする。

なお、実施部隊の状況により日程等に変更が生じる場合は、官側と契約相手方で調整するものとする。

番号	日 程	場 所
1	令和7年8月1日（金）	航空自衛隊十条基地 東京都北区十条台 1-5-70
2	令和7年8月8日（金）	航空自衛隊府中基地 東京都府中市浅間町 1-5-5
3	①令和7年8月25日（月） ②令和7年8月26日（火）	航空自衛隊入間基地 埼玉県狭山市稻荷山 2-3

4	①令和7年8月28日(木) ②令和7年8月29日(金)	航空自衛隊百里基地 茨城県小美玉市百里170
5	①令和7年9月2日(火) ②令和7年9月3日(水)	航空自衛隊築城基地 福岡県築上郡築上町大字西八田番地不詳
6	令和7年9月4日(木)	航空自衛隊芦屋基地 福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1
7	令和7年9月9日(火)	陸上自衛隊帯広駐屯地 北海道帯広市南町南7線31番地
8	令和7年9月10日(水)	陸上自衛隊東千歳駐屯地 北海道千歳市祝梅1016
9	令和7年9月11日(木)	航空自衛隊千歳基地 北海道千歳市平和無番地
10	令和7年9月17日(水)	海上自衛隊佐世保地区 長崎県佐世保市平瀬町18
11	令和7年9月18日(木)	海上自衛隊大村地区 長崎県大村市今津町10
12	令和7年9月26日(金)	陸上自衛隊久留米駐屯地 福岡県久留米市国分町100
13	令和7年10月1日(水)	陸上自衛隊伊丹駐屯地 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
14	令和7年10月2日(木)	陸上自衛隊千僧駐屯地 兵庫県伊丹市広畑1-1
15	令和7年10月9日(木)	陸上自衛隊善通寺駐屯地 香川県善通寺市南町2-1-1
16	令和7年10月10日(金)	海上自衛隊小松島地区 徳島県小松島市金磯町3
17	①令和7年10月16日(木) ②令和7年10月17日(金)	防衛省本省 東京都新宿区市谷本村町5-1
18	①令和7年10月30日(木) ②令和7年10月31日(金)	陸上自衛隊目黒駐屯地 東京都目黒区中目黒2-1-1
19	令和7年11月14日(金)	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 茨城県土浦市右碓町2410
20	令和7年11月19日(水)	陸上自衛隊守山駐屯地 愛知県名古屋守山区守山3-12-1
21	令和7年11月20日(木)	海上自衛隊阪神地区 兵庫県神戸市南灘区魚崎浜町37
22	令和7年11月26日(水)	海上自衛隊大湊地区 青森県むつ市大湊町4-1

23	令和7年11月27日(木)	陸上自衛隊青森駐屯地 青森県青森市大字浪館字近野 45
24	令和7年11月28日(金)	海上自衛隊八戸地区 青森県八戸市高館
25	令和7年12月3日(水)	陸上自衛隊習志野駐屯地 千葉県船橋市薬円台 3-20-1
26	令和7年12月4日(木)	海上自衛隊下総地区 千葉県柏市藤ヶ谷 1614-1
27	令和7年12月9日(火)	陸上自衛隊久里浜駐屯地 神奈川県横須賀市久比里 2-1-1
28	令和7年12月10日(水)	陸上自衛隊朝霞駐屯地 東京都練馬区大泉学園町
29	令和7年12月12日(金)	陸上自衛隊相浦駐屯地 長崎県佐世保市大瀨町 678
30	令和7年12月15日(月)	陸上自衛隊湯布院駐屯地 大分県由布市湯布院町川上 941
31	令和8年1月15日(木)	航空自衛隊防府南基地 山口県防府市田島無番地
32	令和8年1月20日(火)	陸上自衛隊神町駐屯地 山形県東根市神町南 3-1-1
33	令和8年1月21日(水)	陸上自衛隊仙台駐屯地 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1
34	令和8年1月22日(木)	航空自衛隊松島基地 宮城県東松島市矢本字板取 85
35	令和8年1月29日(木)	海上自衛隊那覇地区 沖縄県那覇市当間 252
36	令和8年2月5日(木)	海上自衛隊小月地区 山口県下関市松屋本町 3-2-1
37	令和8年2月10日(火)	航空自衛隊目黒基地 東京都目黒区中目黒 2-2-1
38	令和8年2月13日(金)	陸上自衛隊宇治駐屯地 京都府宇治市五ヶ庄官有地
39	令和8年2月26日(木)	海上自衛隊呉地区 広島県呉市幸町 8-1
40	令和8年2月27日(金)	陸上自衛隊海田市駐屯地 広島県安芸郡海田町寿町 2-1
41	令和8年3月3日(火)	陸上自衛隊国分駐屯地 鹿児島県霧島市国分福島 2-4-14

42	令和8年3月4日(水)	航空自衛隊那覇基地 沖縄県那覇市字当間301
43	令和8年3月10日(火)	航空自衛隊岐阜基地 岐阜県各務原市那加官有無番地
44	令和8年3月11日(水)	航空自衛隊小牧基地 愛知県小牧市春日寺1-1

3.5 役務対象人数

役務場所毎40名程度

3.6 本業務の実施体制

契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

以下の能力を有する経験豊富な講師1名を派遣できること。

- ① 講師は通常業務としてハラスメント事案及び対処(相談、研修等)に関する豊富な経験を有している。
- ② 講師はハラスメント防止担当者に対する教育等に関する豊富な経験を有している。
- ③ 講師は講演や研修講師等の経験を5年以上有しており、受講者に興味を持たせるとともに、受講意欲を持続させる技術に長けていること。
- ④ テキスト等については、刑事・民事・労務等に関する法律知識に長けている者の監修のもと作成すること。

3.7 実施計画書及び協議

- a) 契約相手方は、契約締結後速やかに、官側の担当職員と協議の上、教育スケジュール及び、教育を実施するに当たり必要な事項を記載した実施計画書を作成し、提出するものとする。
- b) 役務場所(駐屯地等)までの移動は、契約相手方の負担とする。
- c) 契約相手方が役務遂行のために使用するテキスト、その他の消耗品については、契約相手方の負担とする。ただし、教育実施時に役務対象者に配布するテキスト等の印刷については、官側が行う。
- d) 教育に必要な音響器材等(マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン等)は、官側と事前調整の上、無償で借り受けることができる。
- e) 役務を行う具体的日時、場所及び教育対象者数等の細部事項については、原則として、事前に官側と契約相手方が調整を行うものとする。その際、日時等について官側からの指示があった場合には、契約相手方はその指示に従うこと。
- f) 官側の都合及び真にやむを得ない事由等により、役務を行う日時等に変更が生じる場合には、官側と契約相手方との間で協議し、官側からの指示に契約相手方は従うこと。
- g) 契約相手方は、派遣講師、教育内容及びテキスト等について、事前に官側と協議し、承認を得た後、教育を行うものとする。

4 提出書類

契約相手方は、表 1 に示す提出書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

表 1 提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
実施計画書	1	契約締結後 1 4 日以内	データ
役務従事者名簿	1	契約締結後速やかに（及び必要の都度）	データ
第三者従事届	1	必要の都度	データ

5 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時に、防衛省人事教育局サービス管理官付支出負担行為担当官補助者（人事教育局サービス管理官付検査官）の確認を受けるものとする。

6 その他の指示

6.1 著作権の移転

本契約の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。また、本役務によって発生した著作権については、教育で使用するテキストを除き官側に譲渡するものとする。

6.2 官側の支援

契約相手方は、本役務を遂行するに当たり、官の保有するデータ及び文献等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、官側に申請し無償で支援を受けることができるものとする。

また、関係部局等の実務担当者との意見交換に際しては、実施計画書提出時において、実施の時期、実施の場所、意見交換の内容、その他必要事項について官側と協議を行い、実施に当たって官側は必要な支援を行うなど、官側の支援が必要な場合は、官側と協議の上、支援内容について決定する。

6.3 国等による環境物品等の調達に関する法律の準備

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.4 疑義

この仕様書により難しい場合には、契約相手方と支出負担行為担当官等との間で協議し、処理するものとする。